平成２３年（フ）第４４３号
静岡県御殿場市東田中１丁目９番１号　センチュリーメゾン東田中403、前住所静岡県御殿場市新橋1181番地の６
破産者　飯島　弘文
１　決定年月日　平成24年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
愛知県西尾市東幡豆町政吉78番地
破産者　梅田設備こと　梅田　晃浩
１　決定年月日　平成24年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５０４号
愛知県知立市牛田町コネハサマ54番地１　知立ガーデンパレス304号、前住所愛知県豊田市生駒町大坪17番地　キングスコート豊田生駒402号
破産者　吉田　　力
１　決定年月日　平成24年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６３０号
愛知県西尾市住崎町郷中92番地12、開始決定時の住所愛知県西尾市一色町松木島宮東８番地
破産者　太田　明伸
１　決定年月日　平成24年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２８２号
京都市中京区西ノ京小堀池町３番地２　シンフォニー西ノ京円町502号
破産者　林　　美幸（債務発生時の姓佐藤）
１　決定年月日　平成24年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３５４号
愛媛県松山市吉藤５丁目20番29号
破産者　藤村　　篤
１　決定年月日　平成24年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６６号
宮崎県延岡市本小路205番地11
破産者　黒田　利三
１　決定年月日　平成24年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１９９号
北海道苫小牧市字沼ノ端928番地の84
破産者　千葉　裕子（旧姓桑原）
１　決定年月日　平成24年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第９４号
秋田県山本郡八峰町八森字横間82番地３
破産者　菊地　清美
１　決定年月日　平成24年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第２１９５号
埼玉県川口市中青木１丁目８番２―308号
破産者　並里　　薫
１　決定年月日　平成24年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４９１号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷２丁目19番19号　サンライフミナミ103号、旧住所埼玉県鳩ヶ谷市本町４丁目２番３号　モア・メゾン306号
破産者　山本　　一
１　決定年月日　平成24年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６４３号
埼玉県春日部市小渕176番地５
破産者　藤沼　英司
１　決定年月日　平成24年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４０号
埼玉県加須市伊賀袋13番地４
破産者　宮川　清信
１　決定年月日　平成24年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３１８５号
神奈川県厚木市長谷381番地１　テラス長谷４－３、開始決定時の住所神奈川県海老名市本郷4664番地の７
破産者　千葉　修一
１　決定年月日　平成24年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２４号
神奈川県座間市東原５丁目１番８―305号　さがみ野さくら、破産手続開始決定時の住所神奈川県愛甲郡愛川町中津3879番地の14
破産者　箭内　庄治
１　決定年月日　平成24年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１０５号
新潟県上越市柿崎区高寺11番地１
破産者　西海　宏之
１　決定年月日　平成24年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第１１１号
新潟県糸魚川市横町５丁目４番21号
破産者　磯野富士雄
１　決定年月日　平成24年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第７１２号
静岡市清水区大手１丁目９番22号
破産者　上條　紀英
１　決定年月日　平成24年３月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部